

理念から捉えた子ども・子育て支援新制度

保育システム研究所 吉田

〈背景〉

- 社会保障制度の見直し ⇒ 全世代対応型へ(社会保障3経費→4経費)
消費税財源から0.7兆円を子ども・子育て支援に
すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援
- 少子化対策の推進 ⇒ 新制度+ワーク・ライフ・バランス(働き方の見直し)
- 幼児教育の一層の充実 ⇒ 子どもの貧困問題の克服
小学校以降の教育の基礎を培う
すべての幼児に質の高い幼児教育を提供

* 構造的背景: 少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、女性就労と非正規雇用の増加
(子ども環境の貧困化、経済的・地域的格差の拡大、保育需要の変化など)

〈理念〉

- 基本理念 ⇒ すべての子ども・子育て家庭への支援
すべての子どもの最善の利益の保障
- 仕組み上の理念 ⇒ 例外のない保育保障、切れ目のない支援
子どもや子育てにやさしいまちづくり
- 政策上の理念 ⇒ 施設中心から機能中心へ、供給主体から需要主体へ

1

〈主なポイント1〉

- 例外のない保育保障Ⅰ: 保育需要の把握
 - ⇒ 客観的な基準に基づき市町村が保育の必要性・量を認定(1号、2号、3号認定)
 - 現在の保育需要の把握
 - 今後の需要の見込みの算定
- 例外のない保育保障Ⅱ: 保育供給の確保
 - ⇒ 認可保育所、認定こども園、家庭的保育・小規模保育など多様な供給
 - 保育所の認可制度の改善(供給過剰でない限り認可)
 - 認定こども園制度の改善(すべての類型に財政措置、新幼保連携型の創設)
- 例外のない保育保障Ⅲ: 保育の需要と供給のバランス
 - ⇒ 把握された需要に対して質・量とも十分な供給の計画的整備
- 切れ目のない支援: 地域子育て支援の充実
 - ⇒ 地域子ども・子育て支援事業(法定化された13事業を市町村が実施)
 - * 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブ事業など
- 子ども・子育てにやさしいまちづくり: 市町村が実施主体
 - ⇒ 市町村子ども・子育て支援事業計画を策定(5年の計画期間)
 - 市町村子ども・子育て会議の活用(需要側を大切にしたステークホルダー会議)

2

〈主なポイント2〉

○需要主体の発想：子ども財源の一元化（子どものための教育・保育給付）

- ⇒ “子ども色”の個人給付（施設補助からの転換、施設が法定代理受領）
- 施設型給付（保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付）
- 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等に給付）

○機能中心の発想：教育・保育機能に着目した仕組み

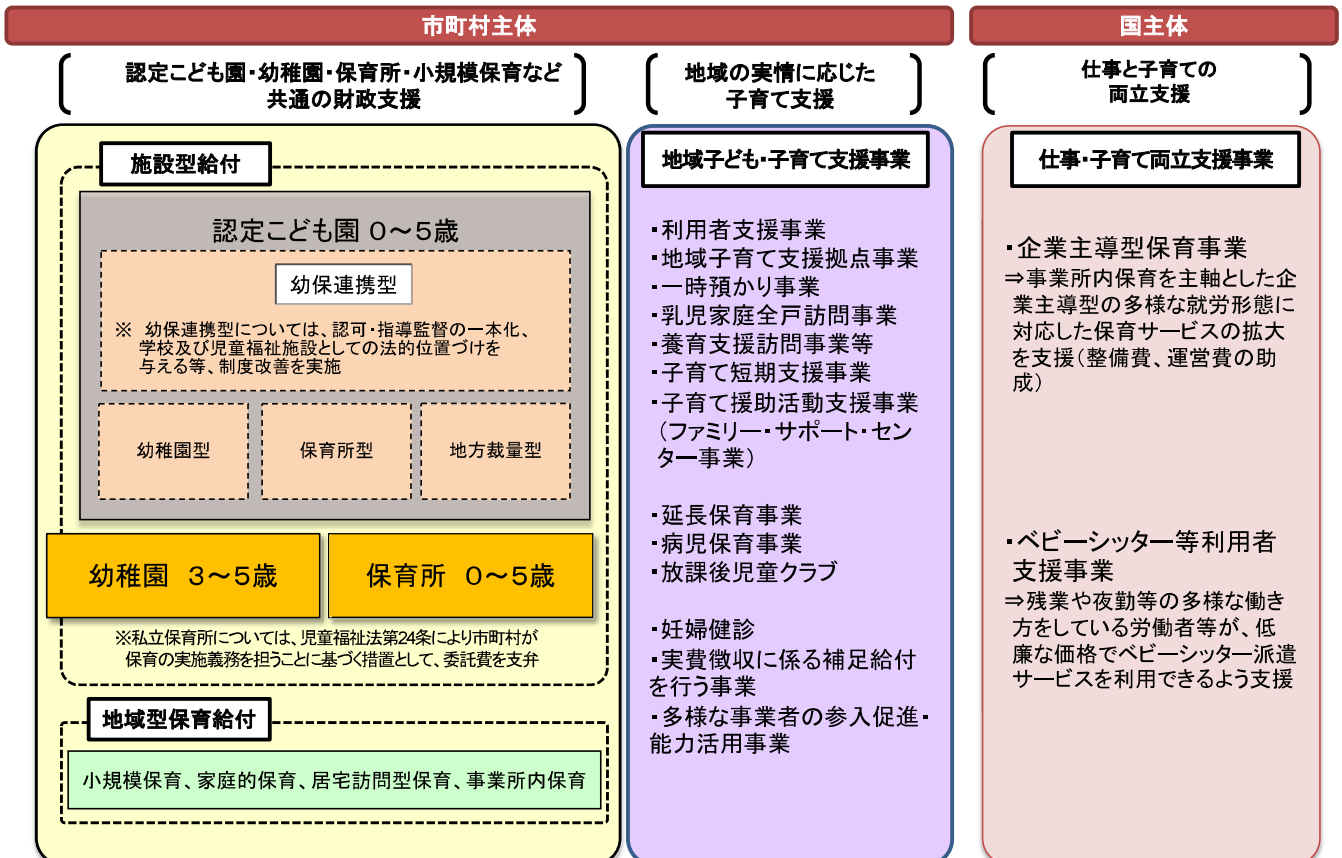
- ⇒ 児童福祉政策から子ども家庭福祉政策へ Cf. ウェルフェアからウェルビーイングへ（脱救貧対策）
- 幼稚園教育政策から幼児教育政策へ Cf. 平成17年の中教審答申、18年の教育基本法改正
- 認定こども園制度の改善（類型の違いにかかわらず財政措置）
- 機能に着目した評価システムが今後の課題

○認定こども園制度の改善：質の高い学校教育・保育・子育て支援の総合的な提供

- ⇒ 幼稚園機能と保育所機能、子育て支援機能を併せ持った総合施設（4つの類型）
- 新たな幼保連携型認定こども園（より一体的な単一の認可施設、第3の認可施設）
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用可能（転園の必要がない、地域を分断しない）
- 地域の子育て家庭にも子育て支援を提供（育児相談、園庭解放、つどいの広場など）
- 需給調整だけで抑制せず、「都道府県計画で定める数」の範囲内で認可・認定
- * 学校教育としての幼児教育を行うのは幼稚園、幼稚園型、新幼保連携型のみ
- 認定こども園の特性は「一体性」と「一貫性」（発達と生活の連続性を保障）

3

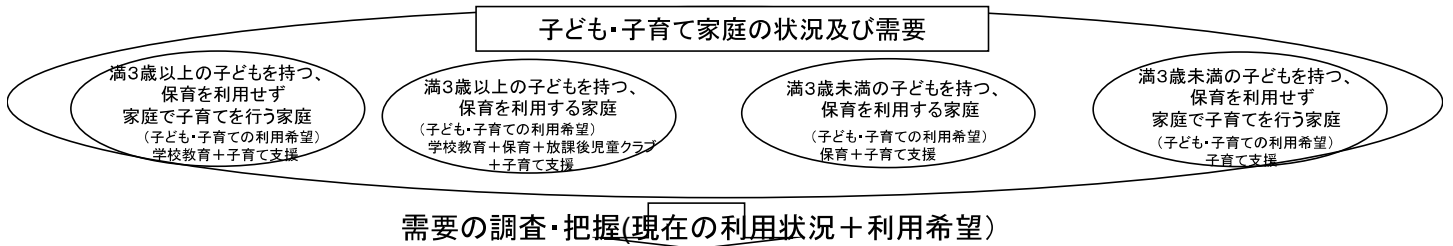
子ども・子育て支援新制度の概要



4

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

地域の実情に応じた子育て支援の展開

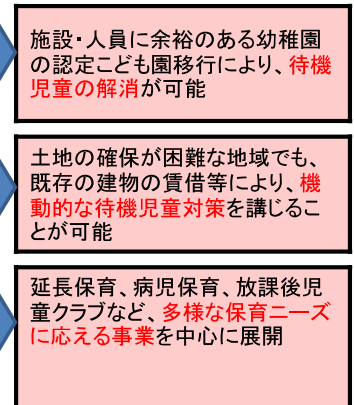
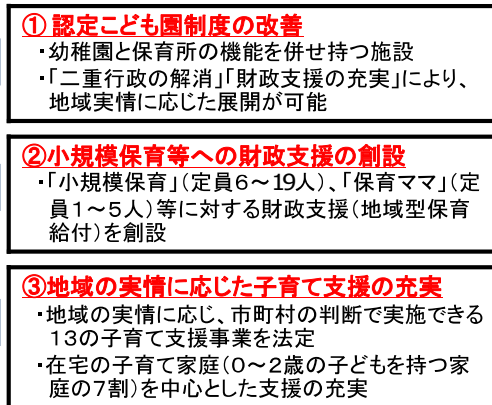
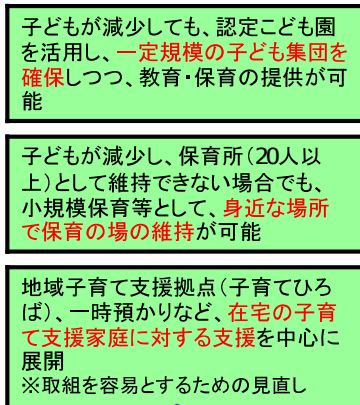
人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

子ども・子育て支援新制度の主なポイント

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題 (保育所待機児童解消加速化プランなど)



新制度の基盤

④ 市町村が実施主体

・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

⑤ 社会全体による費用負担

・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	保育を必要としない	保育を必要とする
3～5歳児(幼児教育)	<p>604万人 (0～5歳児) 約485万世帯</p>	
0～2歳児(保育)		

7

「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	小学校教育との接続	放課後児童対策
	保育を必要としない	保育を必要とする
3～5歳児(幼児教育)	<p>[1号認定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園(133万人) ○認定こども園(22万人) <p>* 学校教育は幼稚園に加えて 幼保連携型、幼稚園型</p> <p>利用児: 約155万人(49.8%)</p> <p>160万人(平成23年) 173万人(平成18年)</p>	<p>[2号認定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所(128万人) ○認定こども園(20万人) <p>* 学校教育は幼保連携型、幼稚園型</p> <p>利用児: 148万人(47.0%)</p> <p>135万人(平成23年) 136万人(平成18年)</p>
0～2歳児(保育)	<p>地域の子ども・子育て支援 [0号認定?]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり、利用者支援 子育て支援拠点等 ○認定こども園の支援機能 <p>利用児: 203万人(67.6%)</p> <p>250万人(平成23年) 261万人(平成18年)</p>	<p>[3号認定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所(82万人) ○認定こども園(12万人) ○小規模保育等(4万人) <p>利用児: 98万人(32.4%)</p> <p>73万人(平成23年) 64万人(平成18年)</p>

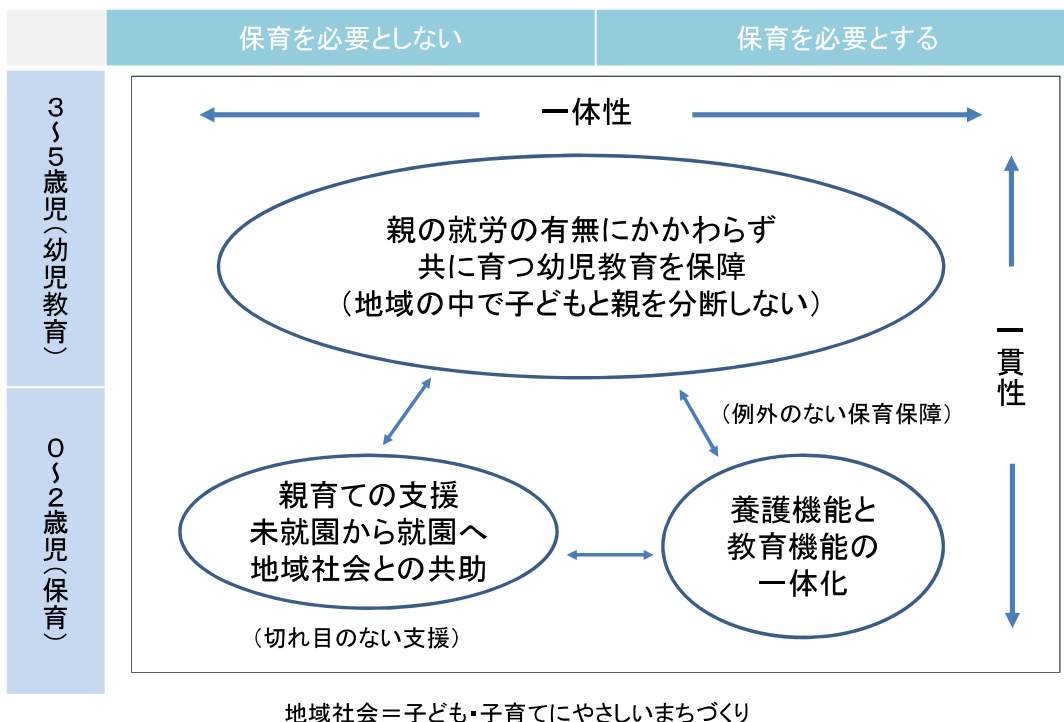
妊娠前・妊娠期・出産・産後・育児への支援

8

「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

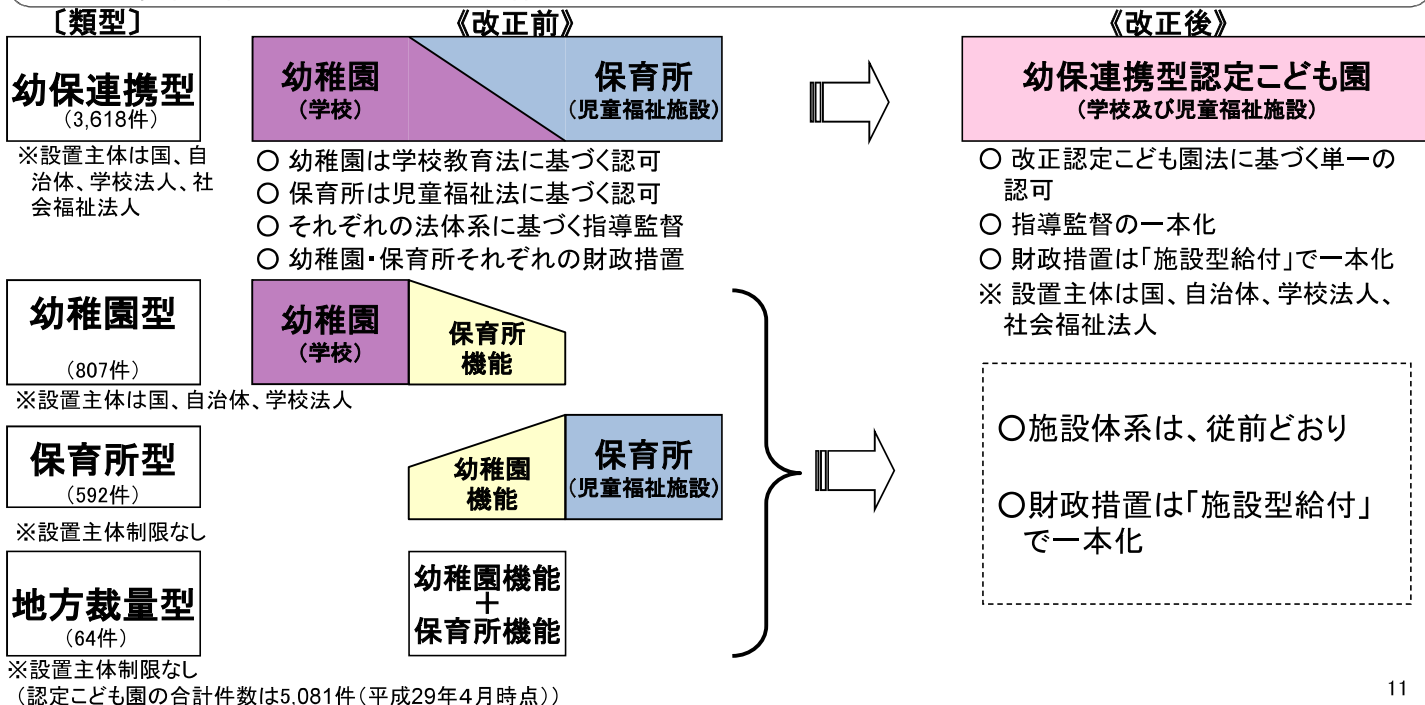
	保育を必要としない	保育を必要とする
3～5歳児(幼児教育)	<p>基本理念は</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての子ども・子育て家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 「親の就労の有無」「子どもの障害の有無や程度」「世帯状況」「家庭の所得の多寡」「居住地域」などの違いにかかわらず ○すべての子どもの最善の利益の保障 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 質の高い教育・保育の提供、家庭の養育力・教育力の向上 <p>そのために</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもに対しては「例外のない保育保障」 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 質・量とも十分な教育・保育の提供 ○保護者に対しては「切れ目のない支援」 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 妊娠前・妊娠期・出産・産後・育児を通じた総合的な支援 <p>に向けた仕組みが重要</p> <p>さらに、子ども環境の整備という観点から</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育てにやさしいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 地方創生の中心的課題として(包括的な環境整備) 	
0～2歳児(保育)		

「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

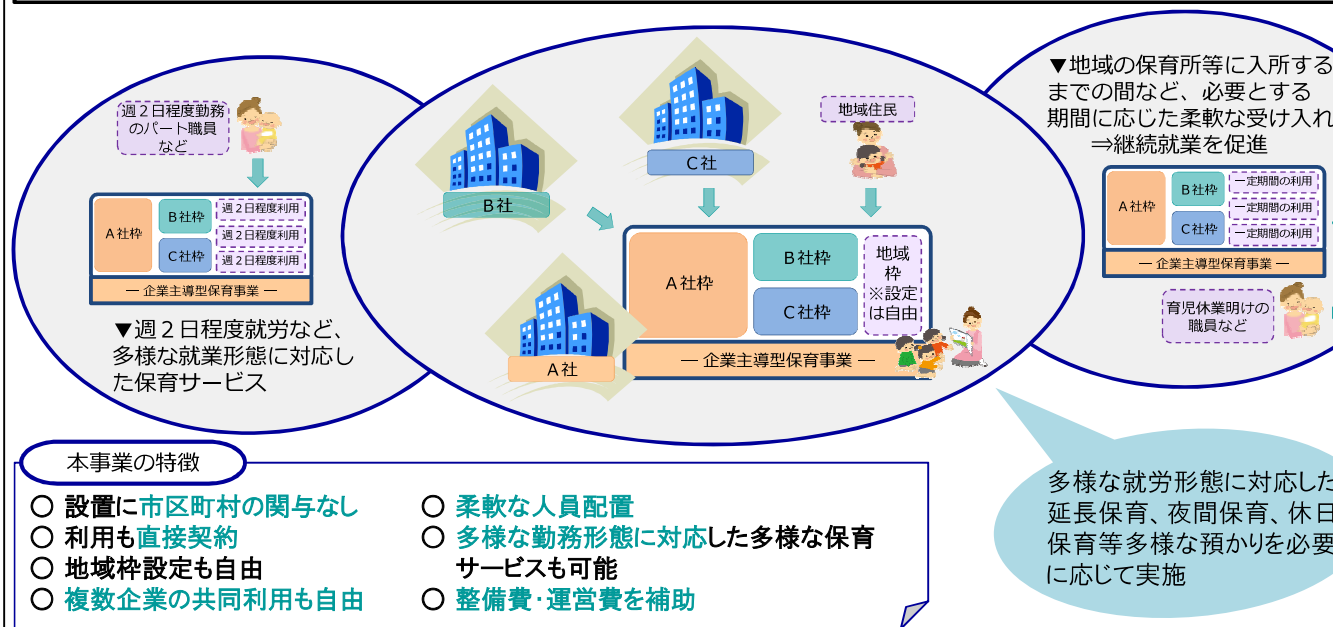


認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



- ◎ 保育の受け皿拡大を進めているが、女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応するため、**受け皿拡大を更に加**させる必要がある。
- ◎ 今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、**待機児童解消加速化プラン**に基づく平成29年度末までの受け皿整備を**前倒し・上積み**し、40万人分から**50万人分**整備することとした。
- ◎ 事業所内保育を主軸とした**企業主導型**の**多様な就労形態に対応した保育サービス**の拡大を支援する仕組みを創設する。
- ◎ 運営費の他、施設整備費として151.8億円、改修費として336億円を計上。
- ※ 運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。



幼児教育の無償化に関して（論点と課題）

〔無償化の意義・目的〕

- 幼児教育の重要性 ⇒ 実証的研究などによって教育的・社会経済的な効果が明らかに
Ex. 子どもの貧困問題、家庭の教育力の低下
- 無償化の意義 ⇒ 子育て家庭の経済的負担の軽減により少子化対策に資する
無償化により教育の機会均等を保障（公教育としての無償化）

〔無償化の効果〕

- 家庭の経済力によって異なる ⇒ より低所得家庭ほど有効
- 幼児教育の質によって異なる ⇒ 質の高い幼児教育をどう担保するか

〔諸外国の例〕

- イギリス：3・4歳児に週15時間、年38週の無償化を実施（3・4歳児の97%）
低所得家庭等の2歳児にまで拡大する方向
シュア・スタートがベース Cf. E P P E 調査で幼児教育の効果を検証
ナショナル・カリキュラムの策定（E Y F S）
O F S T E Dによる査察・評価、E L Gに基づくアセスメント
教育省による一元的体制
地方自治体に就学前教育の提供義務
無償時間を超える利用は保護者の追加負担（税制控除あり）

13

〔無償化の現状〕

- 就園奨励費補助 ⇒ 私学助成による私立幼稚園の保護者に補助
- 新制度の公定価格 ⇒ 就園奨励費と同様の軽減を利用者負担額で実施
- 無償化の現状 ⇒ 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯のひとり親家庭
市町村民税非課税世帯の第2子以降及び年収360万円未満の第2子以降
全ての世帯の第3子

〔無償化の課題〕

- 幼児教育の質の担保 ⇒ 教育環境の整備（職員配置、資質向上）や質の評価
統一的なナショナル・カリキュラムの整備
- 幼児教育の機会保障 ⇒ 3歳児の利用率87% Ex. 1・2年保育の公立幼稚園しかない場合
幼児教育の需要を喚起した場合の供給確保方策
在宅子育て家庭への配慮
- 無償化の対象施設 ⇒ 待機児童問題で認可外保育施設しか行けない利用者への配慮
- 無償部分以外の費用 ⇒ 追加負担の可能性と対応策 Ex. 低所得家庭への配慮
- 財源の効果的な活用 ⇒ 財源のプライオリティと政策効果の測定

14